

## 市第93号議案

## 能楽堂の指定管理者の指定

次のように能楽堂の指定管理者を指定する。

平成28年12月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜能楽堂	中区山下町2番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 澄川喜一	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

## 提 案 理 由

横浜能楽堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）